

# 地域経済の視点

## 市町村合併をめぐる動き

市町村合併への関心が高まりつつある。自治省の調査では、99年12月1日現在で合併協議会（法定・任意協議会を含む）を設置している市町村が全国で40存在する。人口の大きなところでは、埼玉県の大宮・浦和・与野3市（合併後人口は約100万人）や静岡県の静岡・清水2市（合併後人口約70万人）があり、広域的なものとして、山口県の徳山・下松・新南陽市等5市町などがある。合併研究会など構想段階のものも含めればかなりの数にのぼる。

日本の市町村は99年4月現在3,229存在するが、市制町村制が施行された1889年（明治22年）にそれまでの7万を超える数から16千程度へ減少し（明治の大合併）、町村合併促進法が施行された1953年（昭和28年）から58年にかけて1万強から4千程度へ減少するなど（昭和の大合併）、合併が大きく進展した時期が二度あった。今回は3度目の合併期となる可能性があるが、政府の推進方針も含め、現在、市町村合併の機運が広がりつつある背景には次のような点があろう。

第一は、高齢化の進展による介護保険制度導入にみられるように、自治体への住民ニーズが多様化、専門化しており、これに応えていくには合併による専門職員の確保や財政基盤の充実が必要なことである。これには地方分権の受け皿としての自治体強化の意味もある。第二は、経済活動の拡大や交通網の発達等で住民の生活圏が広がっており、道路や街路の整備など自治体の業務を広域的に行う必要性が高まっていることである。第三に、行政のスリム化の必要性があろう。国・地方を通じて財政赤字が大きく拡大し、地方財政では単年度の赤字拡大のほか交付税特会（交付税及び譲与税配布金特別会計）に30兆円近い債務が存在する。財政再建には歳出削減が必要だが、合併によってこれに耐えうる効率的な自治体を創る必要がある。

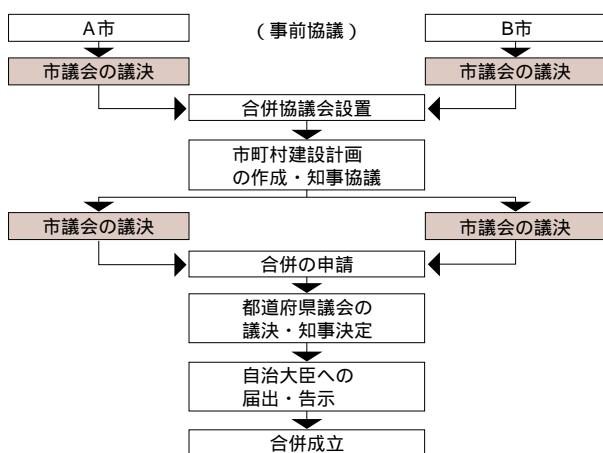
一方、合併の当事者である市町村からは一部

に消極的な声も聞こえる。その理由として、合併による行政サービス低下への懸念や交付税減額への危惧などがある。これに対し、政府は合併を推進するため種々の促進策を設けている。95年の市町村合併特例法の一部改正では住民発議制度が導入され、有権者の50分の1の署名で合併協議会の設置を請求できることとなった。また、99年の改正では、地方交付税算定の特例として、合併後10年間は合併前の合算額を全額保障するとともに、地方債の特例として、合併にともなう市町村建設計画にかかる特定の事業や基金の積立てに合併後10年間は地方債を充当でき、かつ元利償還金の一部を基準財政需要額に参入することとするなどの財政優遇措置を設けた。

合併に至るには該当市町村の議決が必要であり（図1）、その意味で最終的には住民に決定権がある。前記のような底流で進む動きが実現に至るにはなお紆余曲折があろうが、財政再建で財政支出抑制が予想されるなか、高齢化や環境問題への対処など自治体への行政ニーズは高まる一方である。地域住民もこうした現状を認識し、よりたくましい自治体を創り上げていく観点から、合併の是非を判断していく必要があろう。

（鈴木 博）

図1 市町村合併の手続き（概要）



資料 自治省資料から農中総研作成